

## 平成 29 年 宜野湾市教育委員会第 9 回会議録

教育長 知念春美  
教育委員 大城進

開催日時：平成 29 年 8 月 17 日 開会 14：00 閉会 14：45

開催場所：宜野湾市教育委員会 会議室

出席委員：知念春美教育長、平良明子教育長職務代理者、宮城邦子委員、  
諸喜田徹委員、大城進委員

### 出席職員

【教育部】教育部長 島袋清松、教育部次長 桃原忍子  
(総務課) 教育企画係長 城間香代子、主任主事 前田美和

【指導部】指導部長 甲斐達二、指導部次長 伊佐英明  
(市民図書館) 主幹 大浦 弘志  
(学務課) 学務係長 普天間奈々

### 議事日程

議案第 24 号 宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について  
議案第 25 号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について

○知念春美 教育長 皆様こんにちは。本日の出席委員は4名で定足数に達しております。

ただいまから、平成29年第9回宜野湾市教育委員会定例会を開会致します。本委員会が審議します案件は2件となっております。

本日の会議録署名人は、大城教育委員を指名したいと思います。よろしくお願い致します。5月30日開催の第6回定例会の会議録の承認を行います。会議録の署名委員は平良教育委員となっております。会議録につきましては、既に配布してございますが、字句の訂正を除き承認して頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。

○一同 異議なし

○知念春美 教育長 ただいま、第6回定例教育委員会の会議録について、承認いただきました。後ほど、平良教育委員には署名をお願い致します。なお、第7回の会議録につきましては、準備中のため次回以降にご承認頂きたいと存じます。休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。

日程1 「議案第24号 宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○島袋清松 教育部長 それでは議案書を3枚程めくって頂きまして、1ページをお開きください。

議案第24号 宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について。

別紙の者を宜野湾市民図書館協議会の補欠委員に委嘱し、又は任命したいので、宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第11項の規定により、教育委員会の議決を求める。平成29年8月17日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念春美

提案理由でございますが、宜野湾市民図書館協議会委員の欠員に伴い、宜野湾市民図書館条例第5条第4項の規定により、宜野湾市民図書館協議会の補欠委員を選任する必要があるためでございます。

それでは、議案書の2ページと議案資料綴りの1ページの宜野湾市民図書館協議会委員の新旧対照表も併せてご覧頂きたいと思います。今回、委員の欠員に伴う補欠委員の選任は、お二人でございます。

まず、お一人目は所属職が、はごろも学習センター所長でございました、大城進委員の離職に伴う、後任委員として、久場明子氏の推薦でございます。久場明子氏でございますが、委員の皆様もご承知のとおり、平成28年12月より、はごろも学習センター所長に就任しておられます。久場氏は、昭和58年から小学校教諭として、また平成21年4月から、定年退職される平成25年3月までは、小学校の校長職を歴任された方でございます。同氏のこれまでの数多くの学校現

場の経験から、図書館運営に関し、学校との連携を含めた様々なご意見を賜りたいと考えての推薦でございます。

お二人目は、前宜野湾中学校校長の山内一秀氏が、平成 29 年 3 月 31 日をもって、定年退職されましたので、その後任委員として、上江洲隆氏の推薦でございます。上江洲氏は、現在、普天間中学校の校長に就任されておまして、宜野湾市公務研究会校長部会からの推薦委員でございます。

補欠委員の任期でございますが、議案資料の 3 ページにもありますとおり、宜野湾市民図書館条例第 5 条第 4 項の規定により前任者の残任期間となっておりますので、任期は平成 30 年 7 月 31 日までとなっております。

ページは戻りますが、議案資料の 1 ページの下段の表には、補欠委員を含めた、全 10 名の委員名簿案も添付してございますので、こちらの資料も併せてお目通しをお願い致します。

以上が「議案第 24 号 宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について」のご説明となります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○知念春美 教育長 はい。本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。大城委員。

○大城進 委員 私からは、まず上江洲氏につきましては、これは充職でありますのでよろしいかと思えます。そして、次の久場明子候補委員につきまして、私としまして、感謝の言葉とお願いということでお話を少しさせていただきます。これまで宜野湾市民図書館協議会委員の中に、はごろも学習センターの所長は入っていませんでしたが、教育振興基本計画の中に学校図書館機能の重視ということで、市民図書館とのネットワーク作りに取り組むということで、はごろも学習センターと学校図書館並びに市民図書館、3 機関が連携して、学校図書館と市民図書館のシステムネットワークを整備し、共有活用できる仕組み作りを進める事業が予定されていました。また、市民図書館長からも、是非、はごろも学習センター所長にも参加をお願いしたいとありました。宜野湾市のためによいということで、私も参加させていただきました。それで第 1 回会議を終えたところ、12 月に人事離職がありまして、後は教育長に後任等についてお任せしまして、今回にいたっております。現在、私は教育委員の立場ですので、大局的見地からですが、はごろも学習センターには是非入っていただけたらありがたいと思っております。所長には勤務形態等々、心苦しく思っておりますが、是非入って頂ければと思いをしています。

○知念春美 教育長 休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開します。他に質疑がございますでしょうか。それでは、質疑も尽きたようでございますので、質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について」を採決いたします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市民図書館協議会の補欠委員の委嘱又は任命について」を終了いたします。

---

○知念春美 教育長 続きまして、日程2「議案第25号宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を議題といたします。本件に対する担当者の趣旨説明を求めます。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい。議案書3ページと本日配布しました資料1ページをお開きください。

議案第25号 宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について。宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を制定したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号の規定により、教育委員会の議決を求め。平成29年8月17日提出 宜野湾市教育委員会 教育長 知念 春美

提案理由でございます。学務課の分掌事務である、学齢児童及び学齢生徒の転入学、転学及び就学に関する事務の一部を、市長の補助機関である職員に補助執行させ、市民課窓口において、転入学通知書の発行を行うなど、市民サービスの向上を図るため、規則を制定する必要があるためでございます。

提案理由に表記しました補助執行についてご説明します。補助執行とは、委任又は代理と異なり、教育委員会の権限を市長の補助機関に執行させることをいい、対外的には、執行機関名教育委員会名の事でございます。で執行され、補助執行者名市長名になります。は、表示されないこととなります。

これまで、対象児童生徒を含む世帯の転入、転出など住所異動があった際、対象世帯全てに対し教育委員会にて、諸手続きを行うよう案内がなされておりましたが、今後、この補助執行に係る規則を制定することにより、一部の世帯に対し、教育委員会窓口へ来庁していただくことなく、市民課窓口にて転入学通知書の発行や転出先の住所地での学校手続きを促すよう案内が行われ、市民サービスの向上を図るものでございます。

次に議案書4ページをお開きください。今回の規則は、全4条からなっております。まず、第1条が「趣旨」でございます。この規則は、地方自治法第180条の7の規定に基づき、宜野湾市

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることに関する必要な事項を定めることとする。としております。

本日お配りしました議案第25条資料1枚目に、地方自治法の該当部分を抜粋しておりますので、後ほどご確認をお願いします。

続きまして、第2条が「補助執行事務」となっておりますが、枠内の左側に補助執行事務を、右側に補助執行職員を定めた内容となっております。

続きまして、第3条が「協議」として、今後、補助執行に関する新たな追加、又は解除があった場合に文書により協議を行うこととしております。本日配布した資料2ページに、今回の補助執行に関する協議依頼を行った文書を添付しております。

第4条は、「その他」として規則への委任となっております。最後に「附則」でございますが、この規則は、平成29年10月1日から施行するとしております。以上ご説明申し上げ、あとはご質疑にお答えしたいと思います。ご審議のほどよろしくお願い致します。

○知念春美 教育長 本件に対する質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願い致します。平良委員。

○平良明子 委員 ご説明ありがとうございます。提案理由にありますように、市民サービスの向上を図るため、とありますが、その背景といいますか、具体的にやはり教育委員会側で対応するだけでは、少し厳しいところがあったんでしょうか。

○知念春美 教育長 指導部長。

○甲斐達二 指導部長 はい、お答えします。この件に関しましては、市民サービスの観点が一番になっております。例えば小さいお子さんを連れて教育委員会に行くよりは、市民課で受付をし、そこで全部済めばいいのですが、わざわざ道を渡ってこちらに来て手続きをしています。そういう現状から、ワンストップサービスの観点、市民サービスの立場から考えての取組でございます。

○平良明子 委員 はい、ありがとうございます。

○知念春美 教育長 はい、宮城委員。

○宮城邦子 委員 関連して、これは市民のほうから、市民課で一括にできると便利だね、というような要望等もございましたか。それとも教育委員会側から今の現状を見て、これは不便だな、とかそういうことに配慮し協議を進めてきたのでしょうか。

○知念春美 教育長 普天間係長お願いします。

○普天間奈々 学務係長 行政改革推進室のほうから提案がございましたが、やはり市長部局のほうで手続きをして、教育委員会についてはこちらですよう案内すると、「わざわざ道を渡らないといけないんですか。」というお話もやはりありました。そういった事などの課題もあったので

行政改革推進室から今回の提案に至ったということです。

○知念春美 教育長 宮城委員。

○宮城邦子 委員 では、これは市長部局からの提案ですね。窓口で対応する中で転入していらっしやった市民とか、皆さんが少し不便を感じているという現状を踏まえて、これは改善しないといけない、というような形で今回協議を進めてきたということですね。

○普天間奈々 学務係長 それもありますし、また委員会としましても、例えば転出の場合、転出先の市町村でする手続きのみで、わざわざ教育委員会にお越しいただく必要がない方もいらっしやったので、委員会としても改善したいという気持ちはございました。

○宮城邦子 委員 サービスが良くなるということで、大いに賛成であります。ただ、他市町村におけるこのようなサービスは、すでに進んでいるのでしょうか。宜野湾市が遅れているという言い方はちょっと変なんですけれども、そのへんは改善すべきところであったということですか。

○普天間奈々 学務係長 他市町村を見ますと、浦添市、那覇市は先行して、すでに進めている市町村もございますが、まだまだこれから広がっていくサービスではないかなと考えています。

○宮城邦子 委員 そうですね。はい、すごくいいことなので、大いに進めていただきたいと私も思いました。資料を見ますと、7月の27日で協議依頼を出していますので、話を重ねてきて、今日の提案になっているのかなと捉えています。大事なことは、協議を重ねてきていることは、どちらかが一方的なものではなく、お互いがこのような形で進めたほうが望ましいと。市民のサービスに繋がるということを十分に理解して、業務が市長部局の方が少し増える、という言い方は、少し語弊があるかもしれないですけども、それは市民サービスという捉え方で、進められるのであれば、もう最高だなと思いました。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。諸喜田委員。

○諸喜田徹 委員 今、行政改革推進室の話をされていたのですが、行政改革推進室のほうから教育委員会に関する事で、まだ実施できていないものなどありますか。今回これはいい方向で実施されますよね。市民サービス向上、そういった何か事案が行政改革推進室からありますでしょうか。

○知念春美 教育長 休憩します。

---

○知念春美 教育長 再開致します。指導部長。

○甲斐達二 指導部長 今のところ、そういう事案はございません。

○諸喜田徹 委員 はい。わかりました。

○知念春美 教育長 他にございますでしょうか。では質疑も尽きたようですので質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、質疑はこれにて終了いたします。これより、「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を採決致します。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 ご異議ありませんので、本件は原案のとおり承認されました。これにて「宜野湾市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の制定について」を終了いたします。本日審議致しました議案等の字句の訂正等につきましては、教育長委任としてよろしいでしょうか。

○一同 異議なし。

○知念春美 教育長 以上をもちまして、本委員会に附議されました案件の審議は終了しました。休憩致します。

---

○知念春美 教育長 再開します。本日の会議はこれにて閉会致します。たいへんお疲れ様でございました。